

6 修理第1418号

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は
名 称

日機装株式会社

事業所の
所 在 地

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー

事業所の
名 称

日機装株式会社

修理区分

動物用医薬品等取締規則第136条第2号の区分

許 可 の
有効期間

令和6年11月6日から
令和11年11月5日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

令和6年10月8日

農林水産大臣 小里 泰弘